

改正

昭和57年条例第20号

昭和57年条例第43号

昭和59年条例第42号

平成8年条例第39号

平成16年条例第29号

平成24年12月25日条例第47号

平成30年3月26日条例第18号

武蔵野市市民農園条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が園芸を通じて土に親しみ、家族ぐるみで生産の喜びを味わい、又市民相互の交流を深めてより豊かな余暇生活の実現に資するため、武蔵野市市民農園（以下「農園」という。）の設置及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 農園は、市民から市に対し無償貸付の申出がある土地で、市長が農園として適当であると認めるものをいう。

2 農園の名称、位置及び1区画当たりの面積は、別表のとおりとする。

(使用者の資格)

第2条の2 農園を使用することができる者は、武蔵野市内に住所を有し、耕作に可能な土地を持たない者で、園芸に意欲のあるものとする。

(使用単位)

第2条の3 農園の使用は、前条に規定する者で構成される世帯を単位とする。

(使用申込及び承認)

第3条 農園を使用しようとする者は、規則で定めるところにより所定の申込を行い、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申込を行うことができる者は、1世帯につき1人とする。

(使用の取消)

第4条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、農園の使用承認を取消することができる。

- (1) 使用の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 使用承認条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者（以下「農園使用者」という。）は、別表に定める使用料を、市が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第6条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、規則に定める事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(使用の内容)

第7条 農園使用者は、この条例による農園としての使用のほか一切の権利を有しない。

(転貸の禁止)

第8条 農園使用者は、いかなる理由があつても使用区画を第三者に転貸してはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年10月15日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年12月24日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年12月24日条例第39号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の武蔵野市市民農園条例の規定により、既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成16年12月27日条例第29号）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の第3条の規定により承認をした使用に係る使用料について

は、なお従前の例による。

付 則（平成24年12月25日条例第47号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第5条の規定については、次の各号に掲げる武蔵野市市民農園の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日以後の使用に係るものから適用する。

(1) 関前第2市民農園、北町市民農園、関前ふれあい市民農園及び境南市民農園 この条例の施行の日

(2) 緑町市民農園、御殿山市民農園、南町市民農園、関前第3市民農園及び御殿山第2市民農園 平成26年4月1日

付 則（平成30年3月26日条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

名称	位置	1区画当たりの面積	使用料 (年額)
緑町市民農園	武蔵野市緑町1丁目6番	12平方メートル	8,000円
関前第2市民農園	武蔵野市関前2丁目11番及び武蔵野市関前3丁目18番	12平方メートル	8,000円
御殿山市民農園	武蔵野市御殿山2丁目11番	9平方メートル	6,000円
北町市民農園	武蔵野市吉祥寺北町3丁目15番	9平方メートル	6,000円
南町市民農園	武蔵野市吉祥寺南町4丁目18番	12平方メートル	8,000円
関前ふれあい市民農園	武蔵野市関前3丁目17番	9平方メートル	6,000円
御殿山第2市民農園	武蔵野市御殿山2丁目12番	12平方メートル	8,000円
境南市民農園	武蔵野市境南町4丁目6番	12平方メートル	8,000円